

指導検査基準（指定介護予防通所介護）

事 項	基本的な考え方及び観点	根拠法令等	確認書類等
第1 基本方針	<p>指定介護予防サービスに該当する介護予防通所介護（以下「指定介護予防通所介護」という。）の事業は、利用者が可能な限り居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものになっているか。</p>	<p>法第115条の3第1項 条例第112号第96条</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 概況説明 ・ 定款、寄附行為等 ・ 運営規程 ・ パンフレット
第2 人員に関する基準	<p>1 従業者の配置の基準</p> <p>（1）指定介護予防通所介護事業者が、指定介護予防通所介護事業所ごとに置くべき従業者の員数は、次のとおりとなっているか。</p> <p>①生活相談員</p> <p>指定介護予防通所介護の提供日ごとに、当該指定介護予防通所介護を提供している時間帯に生活相談員（専ら当該指定介護予防通所介護の提供に当たる者に限る。）が勤務している時間帯の合計を当該指定介護予防通所介護を提供している時間帯の時間数で除して得た数が1以上となるために必要な数を配置しているか。</p> <p>※ 指定介護予防通所介護の単位とは、同時に、一体的に提供される指定介護予防通所介護をいうものであることから、例えば、次のような場合には、二単位として扱われ、それぞれの単位ごとに必要な従業者を確保する必要がある。</p> <p>イ 指定介護予防通所介護が同時に一定の距離を置いた二</p>	<p>法第115条の4第1項</p> <p>条例第112号第97条第1項第1号 規則第142号第17条第1項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 従業員に関する名簿 ・ 職員勤務表、雇用契約書等 ・ 介護予防通所介護記録、資格証明書 ・ 職員履歴書 ・ 出勤簿等

	<p>つの場所で行われ、これらのサービスの提供が一体的に行われているといえない場合</p> <p>ロ 午前と午後とで別の利用者に対して指定介護予防通所介護を提供する場合</p> <p>また、利用者ごとに策定した通所介護計画に位置づけられた内容の通所介護が一体的に提供されていると認められる場合は、同一単位で提供時間数の異なる利用者に対して通所介護を行うことも可能である。なお、同時一体的に行われているとは認められない場合は、別単位となることに留意すること。</p> <p>②看護師又は准看護師（以下「看護職員」という。）</p> <p>指定介護予防通所介護の単位（指定介護予防通所介護であってその提供が同時に1人又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。以下人員に関する基準において同じ）ごとに、専ら当該指定介護予防通所介護の提供に当たる看護職員が1以上となるために必要な数を配置しているか。</p> <p>※ 看護職員については、提供日ごとに、当該事業所において看護関係業務に必要な時間帯は専従配置しなければならない。それ以外の時間帯においては、指定介護予防通所介護事業所と密接かつ適切な連携を図ることができると認められる場合は、専ら従事しないことができる。</p> <p>なお、密接かつ適切な連携を図ることができると認められる場合とは、以下のとおりとする。</p> <p>ア 当該事業所において機能訓練指導員等の他職種として</p>	<p>条例第112号第97条第1項第2号</p> <p>規則第142号第17条第1項第2号</p>	
--	---	---	--

	<p>従事する場合</p> <p>イ 併設または近接に同一事業者の他の事業所・施設がある場合に当該他の事業所において従事し、通所介護事業所において対応が必要となれば直ちに駆けつけられる体制が確保されている場合</p> <p>③介護職員</p> <p>指定介護予防通所介護の単位ごとに、当該指定介護予防通所介護を提供している時間帯に介護職員（専ら当該指定介護予防通所介護の提供に当たるものに限る。）が勤務している時間数の合計を当該指定介護予防通所介護を提供している時間数（提供単位時間数）で除して得た数が、利用者の数が15人までの場合にあっては1以上、15人を超える場合にあっては、1に15人を超える部分の数を5で除して得た数を加えた数以上となるために必要な数を配置しているか。</p> <p>※1 7時間以上9時間未満の通所介護の前後に連続して延長サービスを行う場合にあっては、事業所の実情に応じて適当数の従業者を配置しているか？</p> <p>※2 条例111第99条第1項第1号の生活相談員、同項第3号の介護職員及び同条第2項の看護職員又は介護職員の人員配置については、提供日ごとに、当該職種の従業者がサービス提供時間内に勤務する時間数の合計（以下「勤務延時間数」という。）を提供時間数で除して得た数が基準において定められた数以上となるよう、勤務延時間数を確保するように定めたものであり、必要な勤務延時間数が確保されれば当該職種の従業者の員数は問わないものである。</p>	<p>条例第112号第97条第1項第3号</p> <p>規則第142号第17条第1項第3号</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者の数がわかる書類（業務日誌等） ・利用者に関する名簿
--	--	---	---

※3 生活相談員については、指定介護予防通所介護の単位の数にかかわらず

次の計算式のとおり指定介護予防通所介護事業所における提供時間数に応じた生活相談員の配置が必要になるものである。ここでいう提供時間数とは、当該事業所におけるサービス提供開始時刻から終了時刻まで（サービスが提供されていない時間帯を除く。）とする。

(確保すべき生活相談員の勤務延時間数の計算式)

提供日ごとに確保すべき勤務延時間数＝提供時間数

例えば、一単位の指定介護予防通所介護を実施している事業所の提供時間数を6時間とした場合、生活相談員の勤務延時間数を、提供時間数である6時間で除して得た数が1以上となるよう確保すればよいことから、従業者の員数にかかわらず6時間の勤務延時間数分の配置が必要となる。また、例えば午前9時から正午、午後1時から午後6時の2単位の指定介護予防通所介護を実施している事業所の場合、当該事業所におけるサービス提供時間は午前9時から午後6時（正午から午後1時までを除く。）となり、提供時間数は8時間となることから、従業者の員数にかかわらず8時間の勤務延時間数分の配置が必要となる。

※4 条例第112号第97条第1項第3号にいう介護職員（第2項の適用を受ける場合の看護職員又は介護職員を含む。）については、指定介護予防通所介護の単位ごとに、提供時間数に応じ

た配置が必要となるものであり、確保すべき勤務延時間数は、次の計算式のとおり提供時間数及び利用者数から算出される。なお、ここでいう提供時間数とは、当該単位における平均提供時間数（利用者ごとの提供時間数の合計を利用者数で除して得た数）とする。

(確保すべき介護職員の勤務延時間数の計算式)

- ・利用者数 15 人まで

単位ごとに確保すべき勤務延時間数＝平均提供時間数

- ・利用者数 16 人以上

単位ごとに確保すべき勤務延時間数＝ $((\text{利用者数}-15) \div 5 + 1) \times \text{平均提供時間数}$

※ 平均提供時間数＝ $\text{利用者ごとの提供時間数の合計} \div \text{利用者数}$

例えば、利用者数一八人、提供時間数を五時間とした場合、 $(18-15) \div 5 + 1 = 1.6$ となり、5時間の勤務時間数を一 1.6 名分確保すればよいことから、従業員の員数にかかわらず、 $5 \times 1.6 = 8$ 時間の勤務延時間数分の人員配置が必要となる。利用者数と平均提供時間数に応じて確保すべき勤務延時間数の具体例を別表 2 に示すものとする。

なお、介護職員については、指定介護予防通所介護の単位ごとに常時 1 名以上確保することとされているが、これは、介護職員が常に確保されるよう必要な配置を行うよう定めたものであり、例えば、計算式により算出した確保すべき勤務延時間数が、当該事業所におけるサービス提供開始時刻から終了時刻までの時間数に満たない

場合であっても、常時1名以上が確保されるよう配置を行う必要があることに留意すること。

また、介護職員は、利用者の処遇に支障がない場合は他の指定介護予防通所介護の単位の介護職員として従事することができることとされたことから、例えば複数の単位の指定介護予防通所介護を同じ時間帯に実施している場合、単位ごとに介護職員等が常に1名以上確保されている限りにおいては、単位を超えて柔軟な配置が可能である。

別表2

通所介護の人員配置基準を満たすために必要となる介護職員の勤務時間数の具体例（単位ごと）

老企25別表二

		平均提供時間数						
		3.0 時間	4.0 時間	5.0 時間	6.0 時間	7.0 時間	8.0 時間	9.0 時間
利用者	5人	3.0 時間	4.0 時間	5.0 時間	6.0 時間	7.0 時間	8.0 時間	9.0 時間
	10人	3.0 時間	4.0 時間	5.0 時間	6.0 時間	7.0 時間	8.0 時間	9.0 時間
	15人	3.0 時間	4.0 時間	5.0 時間	6.0 時間	7.0 時間	8.0 時間	9.0 時間
	16人	3.6 時間	4.8 時間	6.0 時間	7.2 時間	8.4 時間	9.6 時間	10.8 時間
	17人	4.2 時間	5.6 時間	7.0 時間	8.4 時間	9.8 時間	11.2 時間	12.6 時間
	18人	4.8 時間	6.4 時間	8.0 時間	9.6 時間	11.2 時間	12.8 時間	14.4 時間
	19人	5.4 時間	7.2 時間	9.0 時間	10.8 時間	12.6 時間	14.4 時間	16.2 時間
	20人	6.0 時間	8.0 時間	10.0 時間	12.0 時間	14.0 時間	16.0 時間	18.0 時間

④機能訓練指導員

機能訓練指導員は1以上確保されているか。

機能訓練指導員については、利用者が日常生活を営むために必要な機能の減退防止の訓練を行うために、利用者の心身の状態を的確に把握し、かつ、利用者ごとに作成する通所介護計画に定められた機能訓練を適切に実施するために必要な程度配置すること。

(2) 指定介護予防通所介護事業所の利用定員（条例第百四条第四号に規定する利用定員をいう。以下において同じ。）が10人以下である場合は、看護職員及び介護職員の員数を、指定介護予

条例第112号第97条第1項第4号

規則第142号第17条第1項第4号

規則第142号第17条第5項

規則第142号第17条第2項

	<p>防通所介護の単位ごとに、当該指定介護予防通所介護を提供している時間帯に看護職員又は介護職員（いずれも専ら当該指定介護予防通所介護の提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計を提供単位時間数で除して得た数が1以上となるために必要な数を配置しているか。</p> <p>(3) 指定介護予防通所介護事業者は、指定介護予防通所介護の単位ごとに、(1)③の介護職員及び(2)の適用がある場合における看護職員又は介護職員を常時一人以上当該指定介護予防通所介護に従事させているか。</p> <p>(4) (1)(2)にかかわらず、指定介護予防通所介護の単位の介護職員は、利用者の処遇に支障がない場合は、他の指定介護予防通所介護の単位の介護職員として従事することができる。</p> <p>(5) 機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とする。</p> <p>(6) 機能訓練指導員は、当該指定介護予防通所介護事業所の他の職務に従事することができる。</p> <p>※ 機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とされたが、この「訓練を行う能力を有する者」とは、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する者とする。ただし、利用者の日常生活やレクリエーション、行事を通じて行う機能訓練については、当該事業所の生活相談員又は介護職員が行っても差し支えない。</p>	<p>規則第142号第17条第3項</p> <p>規則第142号第17条第4項</p> <p>条例第142号第17条第5項</p> <p>条例第142号第17条第6項</p>	
--	---	---	--

	<p>(7) 生活相談員又は介護職員のうち1人以上は、常勤であるか。</p> <p>(8) 指定介護予防通所介護事業者が指定通所介護事業者（指定居宅サービス等基準条例第99条第1項に規定する指定通所介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防通所介護の事業と指定通所介護（指定居宅サービス等基準条例第98条に規定する指定通所介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営される場合は、指定居宅サービス等基準条例第99条第1項に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たすものとみなす。</p> <p>2 管理者</p> <p>(1) 指定介護予防通所介護事業者は、指定介護予防通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置いているか。</p> <p>(2) 管理者は、専ら当該指定介護予防通所介護事業所の管理に係る職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、当該指定介護予防通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定介護予防通所介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができる。</p>	<p>条例第142号第17条第7項 条例第112号第97条第2項</p> <p>条例第112号第98条第1項 条例第112号第98条第2項</p>	
<p>第3 設備に関する基準</p>	<p>1 設備及び備品等</p> <p>(1) 指定介護予防通所介護事業所は、食堂、機能訓練室、静養室、相談室及び事務室を設けるほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備並びに指定介護予防通所介護の提供に必要なその他の設備及び備品等を備えているか。</p> <p>(2) (1)に掲げる設備の基準を満たしているか。</p>	<p>条例第112号第99条第1項</p> <p>条例第112号第99条第</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平面図 ・ 設備、備品台帳 ・ 変更届の控、指定申請書 ・ 運営規程

	<p>①食堂及び機能訓練室 それぞれ必要な広さを有するものとし、合計した面積は、三平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上となっているか。</p> <p>ただし、食事の提供及び機能訓練を行う場合において、当該食事の提供及び機能訓練に支障がない広さを確保することができるときは、同一の場所とすることができる。</p> <p>②相談室 遮へい物の設置等により相談の内容が漏えいしないよう配慮されていること。</p> <p>(3) (1)の設備は、専ら当該指定介護予防通所介護の事業の用に供するものとなっているか。</p> <p>ただし、利用者（当該指定介護予防通所介護事業者が指定介護通所介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防通所介護の事業と指定通所介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営される場合は、当該事業所における指定介護予防通所介護又は指定通所介護の利用者をいう。(4)において同じ。)に対する指定介護予防通所介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。</p> <p>(4) 指定介護予防通所介護事業者が指定通所介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防通所介護の事業と指定通所介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営される場合は、指定居宅サービス等基準条例第101条第1項から第3項までに規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前三項に規定する基準を満たすものとみなす。</p>	<p>2項 規則第142号第18条第1項第1号</p> <p>規則第142号第18条第1項第2号</p> <p>条例第112号第99条第3項</p> <p>条例第112号第99条第4項</p>	
--	---	--	--

<p>第4 運営に関する基準</p>	<p>1 管理者の責務</p> <p>(1) 管理者は、当該指定介護予防通所介護事業所の従業者の管理及び指定介護予防通所介護の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行なっているか。</p> <p>(2) 管理者は、当該指定介護予防通所介護事業所の従業者にこの節及び次節の規定を遵守させるために必要な指揮命令を行なっているか。</p> <p>2 運営規程</p> <p>(1) 指定介護予防通所介護事業者は、各指定介護予防通所介護事業所において、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めているか。</p> <p>① 事業の目的及び運営の方針</p> <p>② 従業者の職種、員数及び職務の内容</p> <p>③ 営業日及び営業時間</p> <p>④ 指定介護予防通所介護の利用定員（当該指定介護予防通所介護事業所において同時に指定介護予防通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。以下この節において同じ。）</p> <p>⑤ 指定介護予防通所介護の内容及び利用料その他の費用の額</p> <p>⑥ 通常の事業の実施地域（当該指定介護予防通所介護事業所が通常時に指定介護予防通所介護を提供する地域をいう。）</p> <p>⑦ 指定介護予防通所介護の利用に当たっての留意事項</p> <p>⑧ 緊急時等における対応方法</p>	<p>条例第112号第107条 準用(第51条)</p> <p>条例第112号第100条</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 運営規程 ・ 組織規程等 ・ 雇用契約書
--------------------	--	--	--

	<p>指定介護予防通所介護事業者は、正当な理由なく指定介護予防通所介護の提供を拒んではないか。</p> <p>6 サービス提供困難時の対応</p> <p>指定介護予防通所介護事業者は、当該指定介護予防通所介護事業所の通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定介護予防通所介護を提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者に係る介護予防支援事業者への連絡、適当な他の指定介護予防通所介護事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じているか。</p> <p>7 受給資格等の確認</p> <p>(1) 指定介護予防通所介護事業者は、指定介護予防通所介護の提供の開始に際し、利用者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要支援認定の有無及び要支援認定の有効期間を確かめているか。</p> <p>(2) 指定介護予防通所介護事業者は、被保険者証に、認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、指定介護予防通所介護を提供するよう努めているか。</p> <p>8 要支援認定の申請に係る援助</p> <p>(1) 指定介護予防通所介護事業者は、要支援認定の申請をしていないことにより要支援認定を受けていない利用申込者に対しては、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行っているか。</p> <p>(2) 指定介護予防通所介護事業者は、居宅介護支援（これに相当するサービスを含む。）が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要支援認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要支援認定の有効期間が終了する 30</p>	<p>準用(第13条)</p> <p>条例第112号第107条 準用(第14条)</p> <p>条例第112号第107条 準用(第15条)</p> <p>条例第112号第107条 準用(第16条)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ サービス提供依頼書 ・ 相談記録、他事業者等への紹介記録 ・ サービス提供票 ・ 利用者に関する記録（被保険者証の写し） ・ 利用者に関する記録
--	---	--	--

	<p>日前にはなされるよう、必要な援助を行っているか。</p> <p>9 心身の状況等の把握</p> <p>指定介護予防通所介護事業者は、指定介護予防通所介護の提供に当たっては、利用者に係るサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めているか。</p> <p>10 介護予防支援事業者等との連携</p> <p>(1) 指定介護予防通所介護事業者は、指定介護予防通所介護の提供に当たっては、介護予防支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。</p> <p>(2) 指定介護予防通所介護事業者は、指定介護予防通所介護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る介護予防支援事業者に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。</p> <p>11 介護予防サービス費の受給の援助</p> <p>指定介護予防通所介護事業者は、指定介護予防通所介護の提供の開始に際しては、利用申込者が施行規則第83条の9各号のいずれにも該当しないときは、当該利用申込者又はその家族に対し、介護予防サービス計画の作成を介護予防支援事業者に依頼する旨の区市町村への届出等により、介護予防サービス費の受給が可能になる旨の説明、介護予防支援事業者に関する情報の提供その他の介護予防サービス費の受給のための必要な援助を行わなければならない。</p>	<p>条例第112号第107条 準用(第17条)</p> <p>条例第112号第107条 準用(18条)</p> <p>条例第112号第107条 準用(第19条)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者に関する記録 ・介護予防支援経過 ・サービス担当者会議の要点 ・サービス担当者に対する照会(依頼)内容 <ul style="list-style-type: none"> ・情報提供に関する記録 <ul style="list-style-type: none"> ・(利用者の届出書) ・介護予防サービス計画書 (1) (2)
--	--	---	---

	<p>12 介護予防サービス計画に沿ったサービスの提供 指定介護予防通所介護事業者は、介護予防サービス計画が作成されている場合は、当該計画に沿った指定介護予防通所介護を提供しているか。</p> <p>13 介護予防サービス計画等の変更の援助 指定介護予防通所介護事業者は、利用者が介護予防サービス計画の変更を希望する場合は、当該利用者に係る介護予防支援事業者への連絡その他の必要な援助を行っているか。</p> <p>14 サービスの提供の記録 (1) 指定介護予防通所介護事業者は、指定介護予防通所介護を提供した際には、当該指定介護予防通所介護の提供日及び内容、当該指定介護予防通所介護について法第53条第4項の規定により利用者に代わって支払を受ける介護予防サービス費の額その他必要な事項を、当該利用者に係る介護予防サービス計画を記載した書面又はこれに準ずる書面に記載しているか。 (2) 指定介護予防通所介護事業者は、指定介護予防通所介護を提供した際には、提供したサービスの具体的な内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、当該事項に係る情報を当該利用者に対して提供しているか。</p> <p>15 利用料の受領 (1) 指定介護予防通所介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定介護予防通所介護を提供した際には、利用者から利</p>	<p>条例第112号第107条 準用(第20条)</p> <p>条例第112号第107条 準用(第21条)</p> <p>条例第112号第107条 準用(第23条)</p> <p>条例第112号第102条</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 介護予防サービス計画書 (1) (2) ・ 週間サービス計画表 ・ 介護予防通所介護計画書 ・ サービス提供票 ・ 利用者に関する記録(変更があったかの確認) ・ サービス計画表 ・ サービス提供票 ・ サービス提供票、別表 ・ 介護予防サービス計画 ・ 介護予防通所介護記録 ・ サービス提供票、別票 ・ 領収証控 ・ 請求書控
--	--	---	--

	<p>用料の一部として、当該指定介護予防通所介護に係る介護予防サービス費用基準額から当該指定介護予防通所介護事業者に支払われる介護予防サービス費の額を控除して得た額の支払を受けているか。</p> <p>(2) 指定介護予防通所介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防通所介護を提供した際に利用者から支払を受ける利用料の額と指定介護予防通所介護に係る介護予防サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしているか。</p> <p>(3) 指定介護予防通所介護事業者は、(1)及び(2)に定める場合において利用者から支払を受ける額のほか次に掲げる費用の額以外の支払を利用者から受けていないか。</p> <p>① 通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者の選定により当該利用者に対して行う送迎に要する費用</p> <p>② 指定介護予防通所介護に通常要する時間を超える指定介護予防通所介護であって利用者の選定に係るものの提供に伴い必要となる費用の範囲内において、通常の指定介護予防通所介護に係る介護予防サービス費用基準額を超える費用</p> <p>③ 食事の提供に要する費用</p> <p>④ おむつ代</p> <p>⑤ ①～④に掲げるもののほか、指定介護予防通所介護として提供される便宜のうち、日常生活において通常必要となるものに係る費用であって、かつ、当該利用者負担させること</p>	<p>規則第142号第19条</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 給付明細書 ・ 運営規程（利用料その他の費用、実施地域等の確認） ・ 重要事項説明書
--	---	--------------------	--

	<p>が適当と認められるもの</p> <p>(4) 指定介護予防通所介護事業者は、前項に規定する費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、当該利用者の同意を得ているか。</p> <p>(5) 指定介護予防通所介護事業者は、指定介護予防通所介護その他のサービスの提供に要した費用につき、その支払を受ける際、当該支払をした居宅要支援被保険者に対し、施行規則第85条において準用する第65条で定めるところにより、領収証を交付しているか。</p> <p>(6) 指定介護予防通所介護事業者は、法第53条第7項において準用する法第41条第8項の規定により交付しなければならない領収証に、指定介護予防通所介護について居宅要支援被保険者から支払を受けた費用の額のうち、法第53条第2項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該指定介護予防通所介護に要した費用の額を超えるときは、当該現に指定介護予防通所介護に要した費用の額とする。）、食事の提供に要した費用の額及び滞在に要した費用の額に係るもの並びにその他の費用の額を区分して記載し、当該その他の費用の額についてはそれぞれ個別の費用ごとに区分して記載しているか。</p> <p>16 保険給付の請求の申請に必要となる証明書の交付</p> <p>指定介護予防通所介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防通所介護に係る利用料の支払を受けた場合は、当該指定介護予防通所介護の内容、費用の額その他必要と認められる</p>	<p>条例第112号第102条第4項</p> <p>介護保険法施行規則第85条準用(第65条)</p> <p>法第53条第7項準用(第41条第8項)</p> <p>条例第112号第107条準用(第25条)</p>	<p>・サービス提供証明書(控) (介護給付明細書代用可)</p>
--	--	--	---------------------------------------

	<p>事項を記載したサービス提供証明書を利用者に交付しているか。</p> <p>17 利用者に関する区市町村への通知 指定介護予防通所介護事業者は、利用者が正当な理由なく、指定介護予防通所介護の利用に関する指示に従わないことにより、要支援状態の程度を増進させ、若しくは要介護状態になったと認められる場合又は偽りその他不正の行為によって保険給付を受け、若しくは受けようとした場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を区市町村に通知しているか。</p> <p>18 緊急時等の対応 介護予防通所介護従業者は、現に指定介護予防通所介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じているか。</p> <p>19 定員の遵守 指定介護予防通所介護事業者は、利用定員を超えて指定介護予防通所介護の提供を行っていないか。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。</p> <p>20 衛生管理等 (1)指定介護予防通所介護事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに衛生上必要な措置を講じているか。 (2)指定介護予防通所介護事業者は、指定介護予防通所介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、必要な措置を講じるよう努めているか。</p> <p>21 非常災害対策</p>	<p>条例第112号第107条 準用(第27条)</p> <p>条例第112号第107条 準用(第28条)</p> <p>条例第112号第103条</p> <p>条例第112号第104条</p> <p>条例第112号第105条</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 区市町村に送付した通知に係る記録 ・ 運営規程 ・ 利用者に関する記録 ・ 訪問介護の記録 ・ 利用者名簿 ・ 衛生管理に関するマニュアル ・ 食中毒防止等の研修記録 ・ 消防計画
--	--	---	---

	<p>指定介護予防通所介護事業者は、非常災害に関する具体的な計画を策定し、また、非常災害時の関係機関への通報及び連携の体制を整備し、定期的に、これらを従業者に周知するとともに、避難訓練、救出訓練その他必要な訓練を行っているか。</p> <p>また、（１）昭和56年5月31日以前に新築した建築物のうち、一定要件（※）を満たす建築物（要緊急安全確認大規模建築物）の所有者は、平成27年12月31日までに耐震診断を行い、その結果を所管行政庁に報告を行うための準備を進めているか。</p> <p>＊一定要件</p> <p>階数 2 及び延床面積 5,000 m²以上の社会福祉施設等もしくは階数 2 及び延床面積 1,500 m²以上の保育所</p> <p>（２）昭和 56 年 5 月 31 日以前に新築した建築物のうち、現行の建築基準法の耐震関係規定に適合しない建築物（既存耐震不適合建築物）の所有者は、耐震診断を行い、必要に応じ、耐震改修を行うよう努めているか。</p> <p>22 掲示</p> <p>指定介護予防通所介護事業者は、指定介護予防通所介護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、介護予防通所介護従業者の勤務体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しているか。</p>	<p>建築物の耐震改修の促進に関する法律附則第3条、同法律第5条第3項第1号</p> <p>建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令附則第2条、同施行令第3条</p> <p>建築物の耐震改修の促進に関する法律第16条第1項、第5条第3項第1号</p> <p>建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令第3条</p> <p>条例第112号第107条準用(第30条)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 訓練記録 ・ 消防計画に準ずる計画
--	--	--	--

	<p>23 秘密保持等</p> <p>(1) 指定介護予防通所介護事業所の従業者は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしていないか。</p> <p>(2) 指定介護予防通所介護事業者は、従業者であった者が、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じているか。</p> <p>(3) 指定介護予防通所介護事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は当該利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合にあっては当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ているか。</p> <p>24 広告</p> <p>指定介護予防通所介護事業者は、指定介護予防通所介護事業所について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものとなっていないか。</p> <p>25 介護予防支援事業者に対する利益供与の禁止</p> <p>指定介護予防通所介護事業者は、介護予防支援事業者又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していないか。</p> <p>26 苦情処理</p> <p>(1) 指定介護予防通所介護事業者は、利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じているか。</p> <p>具体的には、相談窓口、苦情処理の体制及び手順等当該事業所における苦情を処理するために講ずる措置の概要について</p>	<p>条例第112号第107条 準用(第31条)</p> <p>条例第112号第107条 準用(第32条)</p> <p>条例第112号第107条 準用(第33条)</p> <p>条例第112号第107条 準用(第34条)</p>	<p>・就業時の取り決め等の記録</p> <p>・パンフレット等</p> <p>・ポスター等</p> <p>・広告</p> <p>・運営規定</p> <p>・掲示物</p> <p>・指定申請書の写し</p> <p>・苦情に関する記録</p> <p>・指導等に関する記録</p>
--	--	---	--

	<p>らの求めがあった場合には、(6)の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しているか。</p> <p>27 地域との連携</p> <p>指定介護予防通所介護事業者は、その事業の運営に当たっては、区市町村が実施する社会福祉に関する事業に協力するよう努めているか。</p> <p>28 事故発生時の対応</p> <p>(1) 指定介護予防通所介護事業者は、利用者に対する指定介護予防通所介護の提供により事故が発生した場合は、速やかに区市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る介護予防支援事業者等に連絡を行うとともに、当該事故の状況及び処置についての記録その他必要な措置を講じているか。</p> <p>(2) 指定介護予防通所介護事業者は、利用者に対する指定介護予防通所介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行っているか。</p> <p>(3) 指定介護予防通所介護事業者は、事故が生じた際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じているか。</p> <p>29 会計の区分</p> <p>指定介護予防通所介護事業者は、指定介護予防通所介護事業所ごとに経理を区分するとともに、指定通所介護の事業の会計とその他の事業の会計を区分しているか。</p> <p>30 記録の整備</p> <p>(1) 指定介護予防通所介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備しているか。</p> <p>(2) 指定介護予防通所介護事業者は、利用者に対する指定介護予</p>	<p>条例第112号第107条 準用(第35条)</p> <p>条例第112号第107条 準用(第36条)</p> <p>条例第112号第107条 準用(第37条)</p> <p>条例第112号第106条</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 連絡マニュアル類 ・ 事故発生時対応記録等 ・ 市町村への通知に係る記録 ・ 損害賠償を行った記録 ・ 会計関係書類 ・ 従業員に関する名簿 ・ 設備台帳 ・ 備品台帳 ・ 会計関係書類
--	--	--	---

	<p>防通所介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該利用者の契約終了の日から二年間保存しているか。</p> <p>① 介護予防通所介護計画</p> <p>② 次条において準用する第二十三条第二項に規定する提供したサービスの具体的な内容等の記録</p> <p>③ 次条において準用する第二十七条に規定する区市町村への通知に係る記録</p> <p>④ 次条において準用する第三十四条第二項に規定する苦情の内容等の記録</p> <p>⑤ 次条において準用する第三十六条第一項に規定する事故の状況及び処置についての記録</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・ 各種保存書 ・ 介護予防通所介護計画書 ・ サービス提供票・別表（請求書、領収書の控、サービス提供の記録） ・ 所要時間がわかる記録 ・ サービス提供記録 ・ 利用者に関する記録 ・ 送迎に関する記録（車両運行日誌）
<p>第5 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準</p>	<p>1 指定介護予防通所介護の基本取扱方針</p> <p>(1) 指定介護予防通所介護は、利用者の介護予防に資するよう、目標を設定し、計画的に行われているか。</p> <p>(2) 指定介護予防通所介護事業者は、提供する指定介護予防通所介護の質の評価を行うとともに、主治の医師又は歯科医師と連携を図り、常に改善を図っているか。</p> <p>(3) 指定介護予防通所介護事業者は、単に利用者の運動器の機能の向上、栄養状態の改善、口腔機能の向上等の特定の心身機能に着目した改善等を目的とするものではなく、当該心身機能の改善等を通じて、利用者が可能な限り要介護状態とならずに自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的</p>	<p>条例第112号第108条</p>	

	<p>として指定介護予防通所介護の提供を行っているか。</p> <p>(4) 指定介護予防通所介護事業者は、利用者が有する能力を最大限活用することが可能となるような方法による指定介護予防通所介護の提供に努めているか。</p> <p>(5) 指定介護予防通所介護事業者は、指定介護予防通所介護の提供に当たっては、利用者との意思の疎通を十分に図ることその他の方法により、利用者の主体的な事業への参加を働きかけるよう努めているか。</p> <p>2 指定介護予防通所介護の具体的取扱方針</p> <p>指定介護予防通所介護の具体的な取扱いは、第九十六条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによらなければならない。</p> <p>(1) 主治の医師又は歯科医師からの情報の伝達、サービス担当者会議を通じること等の方法により、利用者の心身の状況、置かれている環境等日常生活全般の状況を把握しているか。</p> <p>(2) 管理者は、前号に規定する日常生活全般の状況及び利用者の希望を踏まえて、指定介護予防通所介護の目標、当該目標を達成するための指定介護予防通所介護の具体的な内容、提供を行う期間等を記載した介護予防通所介護計画（以下において「介護予防通所介護計画」という。）を作成しているか。</p> <p>この場合において、既に介護予防サービス計画が作成されているときは、当該介護予防サービス計画の内容に沿って作成しているか。</p>	<p>条例第112号第109条</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 介護予防通所介護計画書 ・ サービス提供票・別表（請求書、領収書の控え、サービス提供の記録） ・ 所要時間がわかる記録 ・ サービス提供の記録 ・ 利用者に関する記録 ・ 送迎に関する記録（車両運行日誌）
--	--	---------------------	---

	<p>(3) 管理者は、介護予防通所介護計画の作成に当たっては、当該介護予防通所介護計画の内容について利用者又はその家族に対して説明し、当該利用者の同意を得ているか。</p> <p>(4) 管理者は、介護予防通所介護計画を作成した際には、当該介護予防通所介護計画を利用者に交付しているか。</p> <p>(5) 介護予防通所介護計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行うとともに、利用者又はその家族に対し、指定介護予防通所介護の提供方法等について説明を行っているか。</p> <p>(6) 介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもって指定介護予防通所介護の提供を行っているか。</p> <p>(7) 管理者は、介護予防通所介護計画に基づく指定介護予防通所介護の提供を開始した時から、少なくとも一月に一回、当該介護予防通所介護計画に係る利用者の状態、指定介護予防通所介護の提供状況等について、介護予防サービス計画を作成した介護予防支援事業者へ報告するとともに、当該介護予防通所介護計画に記載した指定介護予防通所介護の提供を行う期間が終了する時まで、少なくとも一回、当該介護予防通所介護計画の実施状況の把握（以下において「モニタリング」という。）を行っているか。</p> <p>(8) 管理者は、モニタリングの結果の記録を行い、当該記録を当該指定介護予防通所介護の提供に係る介護予防サービス計画を作成した介護予防支援事業者へ報告しているか。</p>		
--	--	--	--

	<p>(9) 管理者は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて介護予防通所介護計画の変更を行っているか。</p> <p>(10) (1)から(8)までの規定は、(9)に規定する介護予防通所介護計画の変更について準用する。</p> <p>3 指定介護予防通所介護の提供に当たって留意すべき事項</p> <p>(1) 指定介護予防通所介護事業者は、介護予防の効果を最大限に高める観点から、介護予防支援におけるアセスメントにおいて把握された課題、指定介護予防通所介護の提供による当該課題に係る改善状況等を踏まえ、効率的かつ柔軟なサービスの提供に努めるとともに、運動器機能向上サービス、栄養改善サービス又は口腔機能向上サービスの提供に当たっては、介護予防の観点から有効性が確認されていること等の適切なものを提供しているか。</p> <p>(2) 指定介護予防通所介護事業者は、指定介護予防通所介護の提供に当たっては、利用者が高齢者であることに十分に配慮し、利用者に危険を生じさせるような強い負荷を伴う指定介護予防通所介護の提供は行わないようにするとともに、次条に規定する安全管理体制等の確保を図ること等により、利用者の安全面に最大限配慮しているか。</p> <p>4 安全管理体制等の確保</p> <p>(1) 指定介護予防通所介護事業者は、指定介護予防通所介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合に備え、緊急時における手引等を作成し、その事</p>	<p>条例第112号第110条</p> <p>条例第112号第111条</p>	
--	---	---	--

	<p>業所における従業者に周知徹底を図るとともに、速やかな主治の医師への連絡が可能となるよう、緊急時の連絡方法をあらかじめ定めているか。</p> <p>(2) 指定介護予防通所介護事業者は、指定介護予防通所介護の提供に当たっては、転倒等を防止するための環境整備に努めるとともに、事前に脈拍、血圧等を測定する等利用者の当日の体調を確認し、当該利用者に過度な負担とならないよう努めているか。</p> <p>(3) 指定介護予防通所介護事業者は、指定介護予防通所介護の提供に当たっては、利用者の体調の変化に常に留意し、病状の急変が生じた場合その他必要な場合には、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。</p>		
第6 変更の届出等	<p>1 変更の届出等</p> <p>(1) 事業者は、当該指定に係る事業所の名称及び所在地その他厚生労働省令で定める事項に変更があったとき、又は休止した当該サービスの事業を再開したときは、厚生労働省令で定めるところにより、10日以内に、その旨を都道府県知事に届け出ているか。</p> <p>(2) 事業者は、当該事業を廃止し、又は休止しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、その廃止又は休止の日の一月前までに、その旨を都道府県知事に届け出ているか。</p>	<p>法115条の5第1項</p> <p>法115条の5第2項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・届出書類の控 ・定款 ・寄附行為等及びその登記簿の謄本又は条例等 ・事業所の平面図 ・運営規程 ・従業者に関する名簿
第7 介護給付費の算定及び取扱い	<p>1 基本的事項</p> <p>(1) 指定介護予防通所介護事業に要する費用の額は、平成18年厚生労働省告示第127号の別表「指定介護予防サービス介護給付費単</p>	<p>平18厚労告127の一</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・加算体制届出等

	<p>位数表」により算定されているか。</p> <p>ただし、指定介護予防通所介護事業者が指定介護予防通所介護事業所毎に所定単位数より低い単位数を設定する旨を、都道府県に事前に届出を行った場合は、この限りではない。</p> <p>(2) 指定介護予防通所介護事業に要する費用の額は、平成 24 年厚生省告示第 94 号の「厚生労働大臣が定める 1 単位の単価」に、別表に定める単位数を乗じて算定しているか。</p> <p>(3) 1 単位の単価に単位数を乗じて得た額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて計算しているか。</p> <p>2 介護予防通所介護費の取扱い</p> <p>別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都知事に届け出た指定介護予防通所介護事業所において、指定介護予防通所介護を行った場合に、利用者の要支援状態区分に応じて、それぞれ所定単位数を算定しているか。</p> <p>ただし、利用者の数又は看護職員若しくは介護職員の員数が平成 12 年厚生省告示第 27 号の十五（厚生労働大臣が定める利用者の数の基準及び看護職員等の員数の基準並びに通所介護費等の算定方法）に該当する場合〔利用者定数超過又は職員数が基準を満たさない場合〕は、同告示により算定しているか。</p> <p>3 中山間地域等に居住する者にサービスを提供した事業所への評価</p> <p>指定介護予防通所介護事業所の従業者が、別に厚生労働大臣が定める地域（中山間地域等）に居住している利用者に対して、通常の事業の実施地域を越えて、指定介護予防通所介護を行った場合は、1 月につき所定単位数 100 分の 5 に相当する単位数を所定単位数に加算しているか。</p> <p>4 若年性認知症利用者受入加算</p>	<p>平12老企39</p> <p>平18厚労告127の二</p> <p>平18厚労告127の三</p> <p>平18厚労告127 別表の6のイの注1</p> <p>平18厚労告127 別表の6のイの注2</p> <p>平21厚告83の二</p>	
--	--	---	--

	<p>平成24年厚生省告示第95号（厚生労働大臣が定める基準）の十二に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防通所介護事業所において、若年性認知症利用者に対して、指定介護予防通所介護事業を行った場合は、若年性認知症利用者受入加算として、1月につき240単位を所定単位数に加算しているか。</p> <p>受け入れた若年性認知症利用者ごとに個別の担当者を定めているか。</p> <p>5 サービス種類相互の算定関係</p> <p>利用者が介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護若しくは介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防小規模多機能型居宅介護若しくは介護予防認知症対応型共同生活介護を受けている間に、介護予防通所介護費が算定されていないか。</p> <p>6 二の事業所が指定介護予防通所介護を行った場合の介護予防通所介護費</p> <p>利用者が一の指定介護予防通所介護事業所において指定介護予防通所介護を受けている間に、当該指定介護予防通所介護事業所以外の指定介護予防通所介護事業所が指定介護予防通所介護を行った場合に、介護予防通所介護費が算定されていないか。</p> <p>7 事業所と同一の建物に居住する利用者に対する取扱い</p> <p>指定介護予防通所介護事業所と同一建物に居住する者又は指定介護予防通所介護事業所と同一建物から当該指定介護予防通所介護事業所に通う者に対し、指定介護予防通所介護を行った場合は、1月につき次の単位を所定単位数から減算しているか</p> <p>ただし、傷病により一時的に送迎が必要であると認められる利用者その他やむを得ない事情により送迎が必要であると認められる利用者に対して送迎を行った場合は、この限りでない。</p>	<p>平18厚労告127 別表の6のイの注3</p> <p>平24厚告95の十二</p> <p>平18厚労告127 別表の6のイの注4</p> <p>平18厚労告127 別表の6のイの注5</p> <p>平18厚労告127 別表の6のイの注6</p>	
--	--	---	--

	<p>イ 要支援1 376単位</p> <p>ロ 要支援2 752単位</p> <p>8 生活機能向上グループ活動加算</p> <p>次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして都道府県知事に届け出て、利用者の生活機能の向上を目的として共通の課題を有する複数の利用者からなるグループに対して実施される日常生活上の支援のための活動（以下「生活機能向上グループ活動サービス」という。）を行った場合は、1月につき100単位を加算しているか。</p> <p>ただし、この場合において、同月中に利用者に対し、運動器機能向上加算、栄養改善加算、口腔機能向上加算又は選択的サービス複数実施加算のいずれかを算定している場合は、算定しない。</p> <p>イ 生活相談員、看護職員、介護職員、機能訓練指導員その他指定介護予防通所介護事業所の介護予防通所介護従業者が共同して、利用者ごとに生活機能の向上の目標を設定した指定介護予防サービス基準第109条第二号に規定する介護予防通所介護計画を作成していること。</p> <p>ロ 介護予防通所介護計画の作成及び実施において利用者の生活機能の向上に資するよう複数の種類の生活機能向上グループ活動サービスの項目を準備し、その項目の選択に当たっては、利用者の生活意欲が増進されるよう利用者を援助し、利用者の心身の状況に応じた生活機能向上グループ活動サービスが適切に提供されていること。</p> <p>ハ 利用者に対し、生活機能向上グループ活動サービスを1週につき1回以上行っていること。</p> <p>9 運動器機能向上加算</p> <p>次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして都道府県</p>	<p>平18厚労告127 別表の6のロの注</p> <p>平18厚労告127</p>	
--	---	--	--

	<p>イ 管理栄養士を1名以上配置していること。</p> <p>ロ 利用者の栄養状態を利用開始時に把握し、管理栄養士、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して、利用者ごとの摂食・嚥下機能及び食形態にも配慮した栄養ケア計画を作成していること。</p> <p>ハ 利用者ごとの栄養ケア計画に従い管理栄養士等が栄養改善サービスを行っているとともに、利用者の栄養状態を定期的に記録していること。</p> <p>ニ 利用者ごとの栄養ケア計画の進捗状況を定期的に評価していること。</p> <p>ホ 定員超過利用・人員基準欠如に該当していないこと。</p> <p>11 口腔機能向上加算</p> <p>次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして都道府県知事に届け出て、口腔機能が低下している利用者又はそのおそれがある利用者に対して、当該利用者の口腔機能の向上を目的として、個別的に実施される口腔清掃の指導若しくは実施又は摂食・嚥下機能に関する訓練の指導若しくは実施であって、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるもの（以下「口腔機能向上サービス」という。）を行った場合は、1月につき150単位を加算しているか。</p> <p>イ 言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員を1名以上配置していること。</p> <p>ロ 利用者の口腔機能を利用開始時に把握し、言語聴覚士、歯科衛生士、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して、利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画を作成していること。</p>	<p>平24厚告96の八十二</p> <p>平18厚労告127 別表の6のホの注</p>	
--	---	--	--

	<p>ハ 利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画に従い言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員が口腔機能向上サービスを行っているとともに、利用者の口腔機能を定期的に記録していること。</p> <p>ニ 利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画の進捗状況を定期的に評価していること。</p> <p>ホ 定員超過利用・人員基準欠如に該当していないこと。</p> <p>12 選択的サービス複数実施加算</p> <p>別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、都道府県知事に届け出た指定介護予防通所介護事業所が、利用者に対し、運動器機能向上サービス、栄養改善サービス又は口腔機能向上サービス（以下「選択的サービス」という。）のうち複数のサービスを実施した場合に、1月につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。</p> <p>ただし、運動器機能向上加算、栄養改善加算又は口腔機能向上加算を算定している場合は、次に掲げる加算は算定していないか。また、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定していないか。</p> <p>(1) 選択的サービス複数実施加算(Ⅰ) 480単位</p> <p>(2) 選択的サービス複数実施加算(Ⅱ) 700単位</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>※ 別に厚生労働大臣が定める基準の内容は次のとおり。</p> <p>イ 選択的サービス複数実施加算(Ⅰ)</p> <p>次に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>(1)運動器機能向上サービス、栄養改善サービス又は口腔機能向上サービスのうち、2種類のサービスを実施していること。</p> </div>	<p>平24厚告96の八十二</p> <p>平18厚労告127 別表の6のへの注</p> <p>平24厚告96の八十三</p>	
--	---	---	--

	<p>(2) 利用者が指定介護予防通所介護の提供を受けた日において、当該利用者に対し、選択的サービスを行っていること。</p> <p>(3) 利用者に対し、選択的サービスのうちいずれかのサービスを1月につき2回以上行っていること。</p> <p>ロ 選択的サービス複数実施加算(Ⅱ) 次に掲げるいずれの基準にも適合すること。</p> <p>(1) 利用者に対し、選択的サービスのうち3種類のサービスを実施していること。</p> <p>(2) イ(2)及び(3)の基準に適合すること。</p> <p>13 事業所評価加算</p> <p>(1) 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防通所介護事業所において、評価対象期間(別に厚生労働大臣が定める期間)の満了日の属する年度の次の年度内に限り、1月につき120単位を加算しているか。</p> <p>※ 別に厚生労働大臣の定める基準の内容は次のとおり。</p> <p>イ 定員利用・人員基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出て選択的サービスを行っていること。</p> <p>ロ 評価対象期間における当該指定介護予防通所介護事業所又は当該介護予防通所リハビリテーション事業所の利用実人員数が10名以上であること。</p> <p>ハ 評価対象期間における当該指定介護予防通所介護事業所又は当該介護予防通所リハビリテーション事業所の提供す</p>	<p>平18厚労告127 別表の6のトの注</p> <p>平24厚告96の八十四</p>	
--	---	--	--

	<p>る選択的サービスの利用実人員数を当該指定介護予防通所介護事業所又は当該介護予防通所リハビリテーション事業所の利用実人員数で除して得た数が0.6以上であること。</p> <p>ニ (2)の規定により算定した数を(1)に規定する数で除して得た数が0.7以上であること。</p> <p>(1) 評価対象期間において、当該指定介護予防通所介護事業所又は当該指定介護予防通所リハビリテーション事業所の提供する選択的サービスを3月間以上利用し、かつ、当該サービスを利用した後、法第33条第2項に基づく要支援更新認定又は法第33条の2第1項に基づく要支援状態区分の変更の認定（以下「要支援更新認定等」という。）を受けた者の数</p> <p>(2) 選択的サービスを利用した後、評価対象期間に行われる要支援更新認定等において、当該要支援更新認定等の前の要支援状態区分と比較して、要支援状態区分に変更がなかった者（指定介護予防支援事業者が介護予防サービス計画に定める目標に照らし、当該介護予防サービス事業者によるサービスの提供が終了したと認める者に限る。）の数に、要支援更新認定等の前の要支援状態区分が要支援2の者であって、要支援更新認定等により要支援1と判定されたもの又は要支援更新認定等の前の要支援状態区分が要支援1の者であって、要支援更新認定等により非該当と判定されたものの人数及び要支援更新認定等の前の要支援状態区分が要支援2の者であって、要支援更新認定等において非該当と判定されたものの人数の合計数に2を乗じて得た数を加えたもの</p>		
--	---	--	--

	<p>(注)「評価対象期間」とは、当該加算を算定する年度の前年1月から12月までの期間（基準に適合しているものとして、届け出た年においては、届出の日から同年12月までの期間）</p> <p>14 サービス提供体制強化加算</p> <p>別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定予防介護通所介護事業所が利用者に対し指定介護予防通所介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、利用者の要支援状態区分に応じて1月につき所定の単位数を加算しているか。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。</p> <p>イ サービス提供体制強化加算（Ⅰ）</p> <p>次のいずれにも適合すること。</p> <p>(1) 指定介護予防通所介護事業所の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が40%以上であること。</p> <p>(2) 定員超過利用・人員基準欠如に該当していないこと。</p> <p>ロ サービス提供体制強化加算（Ⅱ）</p> <p>次のいずれにも適合すること。</p> <p>(1) 指定介護予防通所介護を利用者に直接提供する職員の総数のうち、勤続年数3年以上の者の占める割合が、30%以上であること。</p> <p>(2) 定員超過利用・人員基準欠如に該当していないこと。</p> <p>15 介護職員処遇改善加算</p> <p>別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防通所介護事業所が、利用者に対し、指定介護予防通所介</p>	<p>平24厚告95の七十四</p> <p>平18厚労告127 別表の6のチの注</p> <p>平24厚告96の八十五</p> <p>平12厚告19 別表の6のリの注</p>	
--	---	---	--

	<p>護を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、平成27年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合は、次に掲げるその他の加算は算定しない。</p> <p>(1) 介護職員処遇改善加算（Ⅰ） 上記2から14までにより算定した単位数の1000分の19に相当する単位数</p> <p>(2) 介護職員処遇改善加算（Ⅱ） (1)により算定した単位数の100分の90に相当する単位数</p> <p>(3) 介護職員処遇改善加算（Ⅲ） (1)により算定した単位数の100分の80に相当する単位数</p> <p>※別に厚生労働大臣が定める基準</p> <p>イ 介護職員処遇改善加算（Ⅰ）</p> <p>次に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>(1) 介護職員の賃金（退職手当を除く。）の改善（以下「賃金改善」という。）に要する費用の見込額が、介護職員処遇改善加算の算定見込額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。</p> <p>(2) 当該指定介護予防通所介護事業所において、(1)の賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の介護職員の処遇改善の計画等を記載した介護職員処遇改善計画書を作成し、全ての介護職員に周知し、都道府県知事に届け出ていること。</p> <p>(3) 介護職員処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。</p> <p>(4) 当該指定介護予防通所介護事業所において、事業年度ごとに介護職員の処遇改善に関する実績を都道府県知事に報告するこ</p>	<p>平24厚告96の八十六（平24厚告96の四準用）</p>	
--	---	---------------------------------	--

	<p>と。</p> <p>(5) 算定日が属する月の前12月間において、労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）、労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）、最低賃金法（昭和三十四年法律第三百三十七号）、労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）、雇用保険法（昭和四十九年法律第一百十六号）その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていないこと。</p> <p>(6) 当該指定介護予防通所介護事業所において、労働保険料（労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第八十四号）第10条第2項に規定する労働保険料をいう。）の納付が適正に行われていること。</p> <p>(7) 次に掲げる基準のいずれかの基準に適合すること。</p> <p>① 次に掲げる要件の全てに適合すること。</p> <p>a 介護職員の任用における職責又は職務内容等の要件（介護職員の賃金に関するものを含む。）を定めていること。</p> <p>b aの要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。</p> <p>② 次に掲げる要件の全てに適合すること。</p> <p>a 介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。</p> <p>b aについて、全ての介護職員に周知していること。</p> <p>(8) 平成20年10月から(2)の届出の日の属する月の前月までに実施した介護職員の処遇改善の内容（賃金改善に関するものを除く。）及び当該介護職員の処遇改善に要した費用を全ての介護</p>		
--	--	--	--

	<p>職員に周知していること。</p> <p>ロ 介護職員処遇改善加算（Ⅱ）イ(1)から(6)までに掲げる基準のいずれにも適合し、かつ、イ(7)又は(8)に掲げる基準のいずれかに適合すること。</p> <p>ハ 介護職員処遇改善加算（Ⅲ）イ(1)から(6)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。</p>		
--	---	--	--

この指導検査基準において、施行要領とは、平成25年3月29日付24福保高介第1882号「東京都指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例及び東京都指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例施行要領」を示す。